

国立大学法人九州工業大学内部監査規程

平成18年10月4日
九工大規程第42号

改正 平成19年 4月 1日九工大規程第11号
平成20年12月 1日九工大規程第26号
平成22年 3月31日九工大規程第15号
平成22年 6月25日九工大規程第23号
平成27年 4月 1日九工大規程第29号

国立大学法人九州工業大学内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）における業務運営及び会計処理に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、部局とは、国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号）第11条から第19条第1項に定める組織をいう。

(監査の構成)

第3条 監査は、業務運営に係る監査（以下「業務監査」という。）及び会計処理に係る監査（以下「会計監査」という。）により行う。

(定期監査等)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、あらかじめ策定した監査計画に基づき、定期的を実施する。

3 臨時監査は、学長が必要と認め命じた事項について臨時に実施する。

(監査計画)

第5条 監査計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 監査目的
- (2) 監査対象業務及び監査重点項目
- (3) 監査対象部局
- (4) 監査実施時期
- (5) その他必要な事項

(監査担当者の権限)

第6条 監査室長、監査係、監査員及び監査補助員（以下「監査担当者」という。）は、監査対象部局に対し、監査実施上必要な一切の書類の提出を求めるとともに、監査に必要な説明を求めることができる。

2 監査担当者は、必要により学外の関係先に内容の照会又は事実の確認を求めることができる。

(監査対象部局の協力義務)

第7条 監査対象部局は、監査が円滑かつ効果的に実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査実施の通知)

第8条 監査室長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ監査の実施日時及び重点項目を監査対象部局に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合又は特に必要があると認められる場合には、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査方法)

第9条 監査は、原則として実地監査とする。ただし、学長が認めた場合は、書面監査をもってこれに代えることができる。

2 実地監査は、直接監査対象部局に赴き、実査、立会、確認、質問等により実施する。

3 書面監査は、関係書類の精査、帳票等の突合及び関係諸規則に基づく調査等により実施する。

(監査の実施)

第10条 監査担当者は、監査計画に基づき監査を実施しなければならない。

(監査担当者の責務)

第11条 監査担当者は、事実の認定及び処理の適正性の判断について、常に公正かつ厳正でなければならない。

2 監査担当者は、監査により知り得た事項を他に漏らし、又は自己のために窃用してはならない。

3 監査担当者は、監査の実施に当たり、監査対象部局の業務に著しい支障が生じないよう配慮しなければならない。

(監査結果の説明等)

第12条 監査担当者は、監査の終了後、その結果を監査対象部局に説明又は提示を行い、監査対象部局から意見等があるときは、十分にその意見を聴取し、監査報告書の作成に資するものとする。

(監査報告)

第13条 監査室長は、監査終了後、速やかに当該監査の方法、内容及び結果等をまとめた監査報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(改善等の指示)

第14条 学長は、前条の監査報告書により改善等の措置が必要と認めるときは、監査対象部局の長に対して業務改善等の指示を行う。

2 監査対象部局の長は、業務改善等の指示を受けた場合は、書面をもってその改善結果を学長に報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年10月4日から施行する。

2 九州工業大学内部監査規程（平成16年九工大規程第56号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。